正誤

令和五年七月七日（号外第百四十四号）公布厚生労働省令第九十四号（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三三		改正後欄 五	次のいずれかの措置を行うもの	次のいずれかに該当するもの
〃		〃 七	当該措置	次のイ又はロの措置
三五		〃 五	親事業主への出向	親事業主等への出向
三七		〃 一二	業主等は、	業主は、

令和五年七月七日（号外第百四十四号）厚生労働省告示第二百二十六号（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示）

（原稿誤り）

四八		改正後欄 一一〜一二	（施行規則第十九条の二第一項第一号の二ロに該当する事業主に限る。）	であって施行規則第十九条の二第一項第一号の二に該当するもの（同号イに該当するものを除く。）
五一		〃 七	四分の三	三分の二

五三ページ第四条の表中改正後欄五行目の次に次の一条を加える。

第六条　（略）

同ページ第四条の表中改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

（新設）

第五条　（略）

五四		改正後欄 一三	ロにおいて同じ。）	ロにおいて同じ。）又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であって、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。ロにおいて同じ。）であって施行規則第二十条の二第一項第三号に該当するもの（同号イに該当するものを除く。ロにおいて同じ。）
〃		〃 一五	ロ　（略）	ロ　企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、一月につき九万円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主であって施行規則第二十条の二第一項第三号に該当するものにあっては、十二万円）を乗じて得た額
〃		改正前欄 一四	ロ　（略）	ロ　企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、一月につき九万円（中小企業事業主にあっては、十二万円）を乗じて得た額
〃		改正後欄 終りから一九〜一八	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）	法
〃		改正前欄 〃 一六〜一五	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）

本紙：令和5年9月21日より引用しております。